静岡県告示第333号

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱(昭和49年静岡県告示第1209号)の一部を次のように改正する。

平成31年4月2日

静岡県知事 川勝平太

改正前

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) 土地利用事業 住宅、工場、研修・研究施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、保養施設<u>又は</u>墓園等の建設の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。

(2)~(6) (略)

(十地利用事業の計画の基準)

第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画 を策定しようとするときは、<u>別表に</u>定める基 準に適合するようにしなければならない。 (承認の申請)

第6条 (略)

2 (略)

(市町長の意見)

第7条 知事は、前条第1項の承認の申請があったときは、<u>当該承認の申請に係る土地利用</u>事業の施行区域を管轄する市町の長(以下「市町長」という。) 及び関係市町の長の意見を聴くことができる。

' \

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

改正後

(1) 土地利用事業 住宅、工場、研修・研究施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、保養施設、墓園等の建設又は太陽光発電設備の設置の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。

 $(2) \sim (6)$ (略)

(土地利用事業の計画の基準)

第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画 を策定しようとするときは、<u>別に</u>定める基準 に適合するようにしなければならない。

(承認の申請)

第6条 (略)

2 (略)

3 前項の実施計画承認申請書には、当該承認 の申請に係る土地利用事業の施行区域を管轄 する市町の長(以下「市町長」という。)の当 該承認の申請に係る土地利用事業に対する指 導を終えた旨を証する書面を添付しなければ ならない。ただし、知事が特別の事情がある と認める場合は、この限りでない。

(市町長の意見)

第7条 知事は、前条第1項の承認の申請があったときは、<u>市町長</u>及び関係市町の長の意見を聴くことができる。

(承認の基準及び条件)

- 第10条 知事は、第6条第1項の承認の申請に 係る土地利用事業に関する計画が<u>別表に</u>定め る基準に適合していると認めるときは、同項 の承認をするものとする。
- 2 (略)

(変更の承認)

第15条 (略)

2 第7条の規定は、前項の場合について準用する。

(承認の基準及び条件)

- 第10条 知事は、第6条第1項の承認の申請に 係る土地利用事業に関する計画が<u>別に</u>定める 基準に適合していると認めるときは、同項の 承認をするものとする。
- 2 (略)

(変更の承認)

第15条 (略)

2 第7条<u>及び第10条</u>の規定は、前項の場合に ついて準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 別表を削る。

附則

- 1 この告示は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる土地利用事業の処理については、なお従前の例による。
 - (1) この告示の施行前に改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条第1項の規定による承認の申請がなされている土地利用事業
 - (2) この告示の施行の際現に法令(国土利用計画法(昭和49年法律第92号)、温泉法(昭和23年法律第125号)、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び静岡県地下水の採取に関する条例(昭和52年静岡県条例第25号)を除く。)に基づく許可、認可等の申請又は届出がなされている土地利用事業(太陽光発電設備の設置の用に供するものに限る。)